

研究種目：基盤研究（C）  
研究期間：2007～2010  
課題番号：19530071  
研究課題名（和文） 親権・後見における法曹の役割

研究課題名（英文） Role of the juristes in parents right and custody

研究代表者

松川 正毅（MATSUKAWA TADAKI）  
大阪大学・大学院高等司法研究科・教授  
研究者番号：80190429

研究代表者の専門分野：社会科学  
科研費の分科・細目：法学・民事法学  
キーワード：親権法、フランス法、公証人、後見、子の保護

1. 研究計画の概要

- (1) フランス民法典の親権に関する法律を、2000年後の改正を分析すること。特に共同親権の行使に注目している。
- (2) フランス民法典の後見に関する新たな法律改正について、その改正の動向を分析すること。
- (3) これらの改正を担い、子や成年被後見人の保護をになう、法曹の役割を探求すること。
- (4) 親権法と後見法を一体的にとらえることの意味を探求し、日本法への改正の際の提言をなすこと。

2. 研究の進捗状況

親権に関して、離婚後と婚姻していない男女間での親権の行使の問題について分析を行ってきた。フランスは、一方で非嫡出子の概念を廃止し、嫡出子との差をなくした。この立法は、男女の関係が多様化する社会の中にあって、親子関係はその影響を受けないようにするという、子の利益の考えに基づいている。この考え方によって親権法はどのような変遷を経たのかについての分析を行っている。特に問題になるのは、親権の共同行使に関してであり、親が別れて暮らす場合に、ど

のようにして、理念上、正当とされている共同性を維持し得るのか探求している。

また、親権に関して、わが国では、立法が進んでいない。フランス法では、新しい親権に関する考え方や指導原理が公にされて、EUをリードしつつある。親権の中に第三者が介入する場合が増えており、虐待の場合のみならず、親が分かれて暮らす場合に、実際に営まれている家族の状況に応じては、親権の委譲の可能性もあり、親権は父母のみによって行使されうるといった法理論にも、修正が必要かどうかを検討している。

この問題に関して、立法の資料と研究者による文献は、ほぼ目処がついたと考えている。フランスでは、公証人や弁護士、研究者などから、現状に関する説明を受けたので、それらの情報から実態をまとめることができると考えている。それを書かれた資料に基づき実証する作業は残されている。

子の保護に関しては、公平な存在としての裁判官の役割が重要視されており、その役割について、情報を収集し、分析を進めている。

また、後見法に関しては、現行法の改正案について文献を集めている。現行法の問題点を知る目的である。この作業に加えて、成年被後見人の法的な保護を図る弁護士、または公証人の役割についても探求を進めている。成年後見に関しては、依頼人の保護という観点から弁護士の役割が重要視される傾向がある。それらの具体的な、業務内容の検討は残されている。

### 3. 現在までの達成度

#### ③やや遅れている

文献と情報収集はおおむね順調に進展しているが、研究科長の要職にあり、論文にまとめる作業が遅れている。平成22年度は、役職を免れ、論文作成に向かう。

### 4. 今後の研究の推進方策

- (1) 親権法に関して、論文を作成する。  
共同親権の法の姿と、立法へと至った経緯を中心にまとめ、法曹の役割について言及する。
- (2) この領域の法曹の役割について、さらなる研究が必要である。裁判実務であり、情報入手が必ずしも容易ではないという問題点がある。弁護士実務については、情報の量を増やし、論文へとつなげる。
- (3) 後見法に関しては、現行法のさらなる改正が準備されていることを聞き、現行法の問題分析を中心に概略を検討するにとどめる。
- (4) 後見の実務の担い手に関しては、最終的に、フランスで再調査を行い論文にまとめる。

### 5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表] (計2件)

松川 正毅、「親権法の現状」、リヨン大学家族法および比較法研究会 (Master 2)、2010年4月1日 リヨン第3大学 (フランス)

松川 正毅、「共同親権について」、トゥールーズ大学民事法研究会 (Master 2)、2008年3月18日 トゥールーズ大学 (フランス)

[図書] (計2件)

松川 正毅、有斐閣「医学の発展と親子法」(2008年) 384頁

松川 正毅、日弁連法務研究財団編集 日本加除出版「子どもの福祉と共同親権」(2007年) 239-240頁